

国官総第 16 号
国会公契第 4 号
国官技第 36 号
国営管第 73 号
国営計第 29 号
国港総第 56 号
国港技第 12 号
国空予管第 83 号
国空空技第 53 号
国空交企第 31 号
国北予第 6 号
令和 5 年 5 月 8 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	港湾空港部長 殿
	事業振興部長 殿
各 地 方 航 空 局	営 繕 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
国土技術政策総合研究所	保 安 部 長 殿
	総 務 部 長 殿
	管理調整部長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について」等の廃止について

国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年2月28日付け国地契第48号、国官技第363号、国営計第122号）、「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年3月2日付け国港総第610号、国港技第84号）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国会公契第29号、国官技第251号、国官総第151号、国営管第412号、国営計第118号、国港総第514号、国港技第65号、国空予管第580号、国空空技第282号、国空交企第206号、国北予第46号）、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年4月5日付け国会公契第1号、国官技第2号、国官総第1号、国営管第4号、国営計第9号、国港総第7号、国港技第2号、国空予管第7号、国空空技第2号、国空交企第2号、国北予第1号）の定めるところによってきたところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、また、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されたことを踏まえ、上記6通知を廃止することとしたので通知する。